

東労基発0623第2号  
令和3年6月23日

関係団体 各位

東京労働局労働基準部長



令和3年度エイジフレンドリー補助金に関する周知依頼について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、全国において、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要となっています。

厚生労働省では令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめるとともに、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助するエイジフレンドリー補助金を設け、令和3年度は、6月11日から同年10月末日まで申請を受け付けています。

また、エイジフレンドリー補助金は、社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善に要した費用も対象としています。

労働災害防止の観点から、貴団体傘下会員等への周知を図っていただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【担当】

東京労働局 労働基準部安全課 担当：武知  
〒102-8306

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階  
電話：(03) 3512-1615 (直通)  
mail: anzenka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp